

## ファミリー・サポート・センター総合補償制度について

平成26年4月1日現在

さいたまファミリー・サポート・センターでは、安心して援助活動を行えるために、会員の援助活動中の事故に備え、「賠償責任保険」、「サービス提供会員傷害補償」、「依頼子ども傷害補償」に加入しています。

### 賠償責任保険

提供会員が、援助活動中、監督ミスなどで依頼会員の子どもや第三者の身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償します。

| 補 償 の 項 目 |         | 保険金額   |
|-----------|---------|--|
| 賠償責任      | 対人・対物共通 | 保険期間中 2 億円   |
|           | 管理財物    | 1 事故・保険期間中 50 万円<br>(現金・小切手は 10 万円)                      |
| 人格権侵害     |         | 1 名 50 万円<br>1 事故・保険期間中 100 万円                           |
| 見舞費用      |         | 死 亡:50 万円<br>後遺障害:1.5~50 万円<br>入 院:2~10 万円<br>通 院:1~5 万円 |
| 事故対応費用    |         | 1 事故・保険期間中 500 万円  |

### サービス提供会員傷害補償

提供会員が、ファミリー・サポート・センターの援助活動中や、センターが主催する研修会・会議等の時に、傷害を被った場合に補償します。また自宅との往復途上(自宅との通常の経路)においても適応されます。

| 事 由     | 補 償 額               | そ の 他                   |
|---------|---------------------|-------------------------|
| 死 亡     | 1000 万円             | 事故日より 180 日以内の死亡        |
| 後遺障害    | 程度により 1000 万円~30 万円 | 事故日より 180 日以内の後遺障害発生    |
| 入院(1 日) | 5,000 円             | 事故日より 180 日以内を限度        |
| 通院(1 日) | 3,000 円             | 事故日より 180 日以内で 90 日分を限度 |
| 入院手術給付金 | 15,000~30,000 円     | 事故日より 180 日以内           |

### 依頼子ども傷害補償

依頼会員の子どもさんが、援助活動中に傷害を被った場合、提供会員の過失の有無に関わらず補償します。

| 事 由     | 補 償 額              | 備 考                     |
|---------|--------------------|-------------------------|
| 死 亡     | 300 万円             | 事故日より 180 日以内の死亡        |
| 後遺障害    | 程度により 300 万円~12 万円 | 事故日より 180 日以内の後遺障害発生    |
| 入院(1 日) | 3,000 円            | 事故日より 180 日以内を限度        |
| 通院(1 日) | 2,000 円            | 事故日より 180 日以内で 90 日分を限度 |
| 入院手術給付金 | 15,000~30,000 円    | 事故日より 180 日以内           |